

令和2年8月3日

京都司法書士会

会長 山口 基樹

改正司法書士法の施行にあたっての会長声明

令和2年8月1日改正司法書士法が施行されます。改正法においては、司法書士の使命規定が規定され、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与」することが使命とされました。

司法書士の業務範囲の拡大や活動範囲の広域化といった近年の執務状況の大きな変化を踏まえて、法律事務の専門家としての使命を明らかにする規定が設けられたものです。

司法書士は、登記手続きの代理、裁判所に提出する書類の作成、簡易裁判所における訴訟代理等の業務にととまらず、成年後見制度における専門職後見人等への就任、相続財産管理人等への就任、空き家・所有者不明土地問題への対応、災害復興支援、法教育や自死問題への取組、公職への就任等の活動を積極的に行っています。

改正法の施行にあたり、当会は、国民が司法書士をさらに利用しやすくするための取組を進めるとともに、相続登記の促進、空き家・所有者不明土地問題をはじめとする各種社会問題の解決に向け取り組むことが法律事務の専門家としての司法書士の使命であることをここに宣明し、更なる社会の要請に応じていく所存です。

以上